

駐車監視員活動ガイドライン

令和8年1月改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（※ 反則告知をしたり、放置違反金を徴収することはありません）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。（ただし、初詣、祭事、イベント等の開催により、交通渋滞が発生、若しくは発生が予測される場合及び駐車違反により、他の交通に危険を及ぼしている場合には、警察官の指示により、本ガイドラインに示す路線・地域・時間帯以外でも活動を行う。）

また、警察官は、本ガイドライン以外の路線・地域・時間帯においても、違法駐車の状況、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、必要に応じて違法駐車の取締りを行う。

路線

◎最重点路線（宇都宮市）

No.	路 線 (区 間)	重点時間帯
1	主要地方道宇都宮那須烏山線・主要地方道宇都宮笠間線「通称：大通り」（池上町交差点から宮の橋の間）	終 日

◎重点路線（宇都宮市）

No.	路 線 (区 間)	重点時間帯
1	国道119号（通称：松原交差点から通称：東京街道眼鏡橋の間）	
2	主要地方道宇都宮栃木線「通称：栃木街道」（桜2丁目交差点からJR日光線鶴田跨線橋の間）	
3	市道4号線・主要地方道宇都宮結城線「通称：鹿沼インター通り、通称：平成通り」（滝谷町交差点から築瀬大橋の間）	
4	主要地方道宇都宮向田線「通称：県庁前通り」（県庁正門前交差点から東橋の間）	
5	市道21号線・主要地方道宇都宮那須烏山線「通称：競輪場通り」（松原3丁目交差点から県庁河内庁舎入口交差点西方上大曾町492番地1先の間）	

地域

◎最重点地域（宇都宮市）

No.	地 域	重点時間帯
1	主要地方道宇都宮那須烏山線・主要地方道宇都宮笠間線「通称：大通り」（池上町交差点から宮の橋）を中心とした市街地	終 日

◎重点地域（宇都宮市）

No.	地 域	重点時間帯
1	上記の最重点地域を除く下記2路線、1鉄道線路、1河川に囲まれた地域 ①市道21号線・主要地方道宇都宮那須烏山線（松原3丁目交差点から大曾橋の間） ②田川（大曾橋からJR日光線田川橋梁の間） ③JR日光線（田川橋梁から主要地方道宇都宮栃木線鶴田跨線橋の間） ④国道119号・主要地方道宇都宮栃木線（JR日光線鶴田跨線橋から松原3丁目交差点の間）	終 日

宇都宮中央警察署